

<p><b>改正後</b></p> <p>第一条 障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則（以下「施行規則」という。）第二十条の四第一項に規定する重度障害者等通</p>	<p>（障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則第二十条の四第二項の規定に基づき厚生労働大臣が定める重度障害者等通勤対策助成金の額等を定める件）の一部改正</p> <p>第二条 障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則第二十条の四第二項の規定に基づき厚生労働大臣が定める重度障害者等通勤対策助成金の額等を定める件（平成十五年厚生労働省告示第三百四十一号）の一部を次の表のように改正する。</p>	<p><b>第四条</b> 助成金の支給の対象となる期間は、次の各号に掲げる助成金の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める期間とする。</p> <p>一（略）</p> <p>二 第二条第一号に掲げる助成金 次に掲げる区分に応じそれぞれに定める期間 イ・ロ（略）</p> <p>三 第二条第二号に掲げる助成金 次に掲げる区分に応じそれぞれに定める期間 イ・ロ（略）</p> <p>四 第二条第三号に掲げる助成金 次に掲げる区分に応じそれぞれに定める期間 イ・ロ（略）</p> <p>五 第二条第四号及び第五号に掲げる助成金 手話通訳担当者等又は健康相談医の委嘱を初めて行った日から起算して十年の期間</p> <p>六 第二条第六号に掲げる助成金 次に掲げる区分に応じそれぞれに定める期間 イ・ロ（略）</p> <p>七 第二条第八号に掲げる助成金 機構の定めるところにより機構が認定した合理的配慮相談員の新たな配置又は委嘱に係る事業計画の期間の初日から起算して一年の期間</p> <p>八 前条の助成金 第三号職場介助者の委嘱を行った日から当該日の属する年度の末日までの期間</p> <p><b>第五条</b> 前各条に規定するものを除くほか、助成金の支給に関し必要な事項は、機構が定める。</p>
<p><b>改正前</b></p> <p>第一条 障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則（以下「施行規則」という。）第二十条の四第一項に規定する重度障害者等通</p>	<p>（傍線部分は改正部分）</p>	<p><b>第三条</b> 助成金の支給の対象となる期間は、次の各号に掲げる助成金の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める期間とする。</p> <p>一（略）</p> <p>二 前条第一号に掲げる助成金 次に掲げる区分に応じそれぞれに定める期間 イ・ロ（略）</p> <p>三 前条第二号に掲げる助成金 次に掲げる区分に応じそれぞれに定める期間 イ・ロ（略）</p> <p>四 前条第三号に掲げる助成金 次に掲げる区分に応じそれぞれに定める期間 イ・ロ（略）</p> <p>五 前条第四号及び第五号に掲げる助成金 当該手話通訳担当者等又は健康相談医の委嘱を初めて行った日から起算して十年の期間</p> <p>六 前条第六号に掲げる助成金 次に掲げる区分に応じそれぞれに定める期間 イ・ロ（略）</p> <p>七 前条第八号に掲げる助成金 機構の定めるところにより機構が認定した合理的配慮相談員の新たな配置又は委嘱に係る事業計画の期間の初日から起算して一年の期間 （新設）</p> <p><b>第四条</b> 前三条に規定するものを除くほか、助成金の支給に関し必要な事項は、機構が定める。</p>

勤対策助成金（以下「助成金」という。）のうち同項第一号に該当する事業主に対して支給する助成金の額は、次の各号に掲げる助成金の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

一 施行規則第二十条の四第一項第一号イに規定する特別の構造又は設備を備えた住宅（以下「重度障害者等用住宅」という。）に係る助成金 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構（以下「機構」という。）が別に定める基準に従って算定した重度障害者等用住宅の新築、増築、改築若しくは購入（イ及び次条第一号において「新築等」という。）又は賃借に要する費用の額に四分の三を乗じて得た額（その額が次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額を超えるときは、それぞれに定める額）  
イ・ロ（略）

二（略）

三 施行規則第二十条の四第一項第一号ハに規定する住宅手当（以下この号及びび四条第三号において単に「住宅手当」という。）に係る助成金 機構が別に定める基準に従って算定した住宅手当のうち、その事業所において施行規則第二十条の四第一項第一号イに規定する重度障害者等（以下単に「重度障害者等」という。）以外の労働者に対して支払われる住宅手当の限度額を超えて支払われる額に四分の三を乗じて得た額（その額が当該助成金の支給に係る重度障害者等一人につき月額六万円を超えるときは、指導員一人につき六万円）

四・五（略）

六 施行規則第二十条の四第一項第一号ヘに規定するその雇用する重度障害者等である労働者の通勤を容易にするための指導、援助等を行う者（以下この号及びび四条第五号において「第一号通勤援助者」

勤対策助成金（以下「助成金」という。）のうち施行規則第二十条の四第一項第一号に該当する事業主に対して支給する助成金の額は、次の各号に掲げる助成金の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

一 施行規則第二十条の四第一項第一号イに規定する特別の構造又は設備を備えた住宅（以下「重度障害者等用住宅」という。）に係る助成金 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構（以下「機構」という。）が別に定める基準に従って算定した重度障害者等用住宅の新築、増築、改築若しくは購入（以下「新築等」という。）又は賃借に要する費用の額に四分の三を乗じて得た額（その額が次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額を超えるときは、それぞれに定める額）  
イ・ロ（略）

二（略）

三 施行規則第二十条の四第一項第一号ハに規定する住宅手当に係る助成金 機構が別に定める基準に従って算定した住宅手当のうち、その事業所において施行規則第二十条の四第一項第一号イに規定する重度障害者等（以下単に「重度障害者等」という。）以外の労働者に対して支払われる住宅手当の限度額を超えて支払われる額に四分の三を乗じて得た額（その額が当該助成金の支給に係る重度障害者等一人につき月額六万円を超えるときは、指導員一人につき六万円）

四・五（略）

六 施行規則第二十条の四第一項第一号ヘに規定する通勤援助者（以下単に「通勤援助者」という。）に係る助成金 機構が別に定める基準に従って算定した通勤援助者の委嘱に要する費用の額に四分の三

という。)に係る助成金 機構が別に定める基準に従って算定した第一号通勤援助者の委嘱に要する費用の額に四分の三を乗じて得た額(その額が第一号通勤援助者の委嘱一回につき二千元を超えるときは、二千元)に機構が別に定める基準に従って算定した通勤援助に要した交通費の額に四分の三を乗じて得た額(その額が月額三万円を超えるときは、三万円)を加えた額

七 施行規則第二十條の四第一項第一号トに規定する駐車場(以下この号及び第四條第一号において単に「駐車場」という)に係る助成金 機構が別に定める基準に従って算定した駐車場の賃借に要する費用の額に四分の三を乗じて得た額(その額が自動車一台につき月額五万円を超えるときは、五万円)

八 施行規則第二十條の四第一項第一号チに規定する自動車(以下この号において「通勤用自動車」という)に係る助成金 機構が別に定める基準に従って算定した通勤用自動車の購入に要する費用の額に四分の二を乗じて得た額(その額が通勤用自動車一台につき百五十万円を超えるときは、百五十万円(施行規則別表第一第三号イ又はロに掲げる身体障害者がある者が運転するために必要な構造を備えた通勤用自動車については、一台につき二百五十万円)

**第二条 (略)**

**第三条 助成金のうち施行規則第二十條の四**

第一項第一号の二に該当する事業主に対して支給する助成金の額は、機構が別に定める基準に従って算定した同号イに規定する第一号の二通勤援助者(次条第六号において単に「第一号の二通勤援助者」という)の委嘱に要する費用の額に五分の四(ただし、中小企業事業主(雇用保険法施行規則(昭和五十年労働省令第三号) 第一百二條の三第一項第二号イ(5)に規定する中小企業事業主をいう。以下この条において同じ。)に

を乗じて得た額(その額が通勤援助者の委嘱一回につき二千元を超えるときは、二千元)に機構が別に定める基準に従って算定した通勤援助に要した交通費の額に四分の三を乗じて得た額(その額が月額三万円を超えるときは、三万円)を加えた額

七 施行規則第二十條の四第一項第一号トに規定する駐車場に係る助成金 機構が別に定める基準に従って算定した駐車場の賃借に要する費用の額に四分の三を乗じて得た額(その額が自動車一台につき月額五万円を超えるときは、五万円)

八 施行規則第二十條の四第一項第一号チに規定する自動車(以下「通勤用自動車」という)に係る助成金 機構が別に定める基準に従って算定した通勤用自動車の購入に要する費用の額に四分の三を乗じて得た額(その額が通勤用自動車一台につき百五十万円を超えるときは、百五十万円(施行規則別表第一第三号イ又はロに掲げる身体障害者がある者が運転するために必要な構造を備えた通勤用自動車については、一台につき二百五十万円)

**第二条 (略)**

**(新設)**

あつては十分の九)を乗じて得た額(その額が、委嘱一回につき月額七万四千円を超えるときは、月額七万四千円(ただし、中小企業事業主にあつては、委嘱一回につき月額八万四千円を超えるときは、月額八万四千円)とする。ただし、当該助成金の支給の対象となる委嘱は、一會計年度(四月一日から翌年三月三十一日までをいう。)において施行規則第二十條の四第一項第一号の二イからハまでに規定する労働者一人につき一回までとする。

第四條 助成金の支給の対象となる期間は、次の各号に掲げる助成金の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める期間とする。

- 一 第一條第一号ロ及び第七号に掲げる助成金 重度障害者等用住宅又は駐車場の賃借が開始された日の属する月の翌月から起算して十年の期間のうち、当該重度障害者等用住宅又は駐車場の当該助成金の支給に係る重度障害者等のために使用している期間
- 二 第一條第二号及び第二條第二号に掲げる助成金 指導員が配置された日の属する月の翌月から起算して十年の期間のうち当該指導員を配置している期間
- 三 (略)
- 四 第一條第五号及び第二條第四号に掲げる助成金 通勤用バス又は団体通勤用バスの運転に従事する者の委嘱を初めて行つた日から起算して十年の期間
- 五 第一條第六号に掲げる助成金 第一号通勤援助者の委嘱を初めて行つた日から起算して一月の期間
- 六 前條の助成金 第一号の二通勤援助者の委嘱を行つた日から起算して三月の期間(ただし、委嘱を行つた日が二月二日以後の場合にあつては、当該日の属する年度の末日までの期間)

第五條 前各條に規定するものを除くほか、助成金の支給に關し必要な事項は、機構が定める。

第三條 助成金の支給の対象となる期間は、次の各号に掲げる助成金の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める期間とする。

- 一 第一條第一号ロ及び同項第七号に掲げる助成金 重度障害者等用住宅又は駐車場の賃借が開始された日の属する月の翌月から起算して十年の期間のうち、当該重度障害者等用住宅又は駐車場の当該助成金の支給に係る重度障害者等のために使用している期間
- 二 第一條第二号及び前條第二号に掲げる助成金 指導員が配置された日の属する月の翌月から起算して十年の期間のうち当該指導員を配置している期間
- 三 (略)
- 四 第一條第五号及び前條第四号に掲げる助成金 通勤用バス又は団体通勤用バスの運転に従事する者の委嘱を初めて行つた日から起算して十年の期間
- 五 第一條第六号に掲げる助成金 通勤援助者の委嘱を初めて行つた日から起算して一月の期間

**(新設)**

第四條 前三條に規定するものを除くほか、助成金の支給に關し必要な事項は、機構が定める。